

入札実施要領

1 入札に付する事項

小型貨物自動車等 20台売扱

(別添売扱車両一覧表 (P 9) のとおり。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 法人にあっては福井県内に、本店、支店、営業所または事業所があること、個人にあっては福井県内に住民票を有すること。

- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加申込みに関する事項

この入札に参加しようとする者は、申込書に必要書類を添えて次のとおり提出してください。

- (1) 入札参加申込書の交付期間および交付場所

交付期間 公告の日から令和7年12月18日（木）まで

交付場所 福井県総務部財産活用課 財産グループ

上記のほか、財産活用課のホームページからもダウンロードができる。

(2) 入札参加申込書の提出期限および提出場所

提出期限 令和7年12月18日（木）17時まで

提出場所 〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部財産活用課 財産グループ

電話 0776-20-0251

(3) 提出方法

持参または郵送【提出期限必着】

（郵送の場合は、書留郵便を利用すること。）

(4) 提出書類

		提出書類	備 考
法人 の 場合	1	入札参加申込書（別添様式1）	
	2	資格誓約書（別添様式2）	
	3	入札保証金免除申込書 (別添様式3)	4 (8) イに該当する場合は提出すること
	4	代表者の身分証明書（写）	4 (8) イに該当しない場合は提出すること 例) 運転免許証（写）、健康保険証（写）
	5	福井県内に本店、支店、営業所、 事業所のいずれかがあることが確 認できる書類	例) ・法人登記簿謄本（写し可） (3ヶ月以内のもの) ・法人のホームページの写し（現在公 開されているもの）
個人 の 場合	1	入札参加申込書（別添様式1）	
	2	資格誓約書（別添様式2）	
	3	住民票（原本または写し）	3ヶ月以内のもの マイナンバーの記載がないもの
	4	身分証明書（写）	例) 運転免許証、健康保険証

(※) 入札参加申込書、資格誓約書、入札保証金免除申込書の様式は、P28～P36にあり
ます。

4 入札に関する事項

(1) 入札心得書等

入札心得書その他関係書類の内容を熟知した上で、入札に参加してください。

(2) 入札日時および入札場所

入札日：令和7年12月24日（水）

入札時間：下記参照

入札場所：福井県庁6階入札室（福井市大手3丁目17-1）

受付場所：福井県庁6階財産活用課（ “ ” ）

受付時間：下記参照

物品番号	案件名	入札時間	受付時間
第1号	小型貨物自動車等 9台売扱	午前9時40分	午前9時10分～ 午前9時30分
第2号	普通乗用自動車（サーフ） 1台売扱	午前10時00分	午前9時10分～ 午前9時50分
第3号	普通乗用自動車（RAV4、パジェロ） 2台売扱	午前10時20分	午前9時10分～ 午前10時10分
第4号	普通特種自動車（日野） 1台売扱	午前10時40分	午前9時10分～ 午前10時30分
第5号	普通特種自動車（パジェロ） 3台売扱	午前11時00分	午前9時10分～ 午前10時50分
第6号	普通特種自動車（消防ポンプ車） 1台売扱	午前11時20分	午前9時10分～ 午前11時10分
第7号	普通特種自動車（救急車等） 3台売扱	午前11時40分	午前9時10分～ 午前11時30分

※複数の入札に参加する場合は、受付は1回のみでよい。

(3) 入札当日の持参品

①入札書（別添様式4）

※物品番号第1号、3号、5号、7号については、内訳書（別添様式5）をあわせて
提出してください。

②入札参加者の本人確認書類（運転免許証等）

※代理人が参加する場合は代理人のものが必要となります。

※当日コピーをとらせていただきます。

③委任状（別添様式6）

※法人の代表権がない方が入札される場合に必要となります。

④印鑑

※代理人により入札する場合は、本人の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に
押印したご自分の印鑑を持参してください。

⑤入札保証金

※免除要件に該当する場合は不要

⑥筆記用具（黒のペンまたはボールペン）

(4) 入札書に関する注意事項

- ・別添様式4を使用すること。

- ・物品番号第1号、3号、5号、7号については内訳書（別添様式5）をあわせて提出すること。
なお、内訳書の合計額と入札金額が異なる場合には、入札金額が正しいものとする。
- ・アラビア数字を用いて記入すること。
- ・法人にあっては法人名および代表者の職・氏名を記入のうえ、法人の代表者の職印（代表者の職印がないものにあっては、法人の印および代表者の私印）を押印して提出すること。

（5）入札の無効

上記2にある入札に参加できる資格を有しない者が行った入札および次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 納付すべき入札保証金を納付していないときまたは不足しているとき
- イ 入札者またはその代理人が2以上の入札をしたとき
- ウ 2人以上の代理をする代理人が入札をしたとき
- エ 入札者が不正な利益を得るために談合したと認められるとき
- オ 入札に際し不正な行為があつたとき
- カ 入札書の金額その他要點が確認できないとき
- キ 入札書の記名および押印が誤脱または不明なとき
- ク 前各号に掲げるもののほか、入札心得書、関係法令・規則等に違反したとき

（6）再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。

（7）入札保証金

入札保証金として、契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5（当該金額に端数があるときは、千円に切り上げた金額）以上を納入すること。

開札後、入札保証金額が足りない場合は、その入札書は無効とする。

ア 納付方法

現金もしくは国債、地方債のほか次の各号の一に掲げる担保を、令和7年12月24日（水）の9時10分から9時30分までに福井県総務部財産活用課 財産グループに、納付もしくは提供すること。

（ア）政府の保証のある債券

- （イ）契約担当者が確実と認める金融機関が振り出しました支払保証をした小切手
- （ウ）契約担当者が確実と認める社債。ただし、無記名のものに限る。

イ 落札した場合

落札者の入札保証金は、契約締結後還付する。落札者の都合で契約できないときには、福井県に帰属するものとする。

なお、入札保証金は契約保証金に充当することができる。

ウ 落札しなかった場合

落札者以外の入札保証金は、入札終了後、即日還付する。

(8) 入札保証金の免除

次に掲げる場合において、入札保証金を免除する。

ア 入札参加者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

イ 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿（競争入札参加資格者名簿）に登載されている者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

5 落札者の決定に関する事項

(1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高価格の者を落札者とする。

(2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 契約に関する事項

(1) 契約締結

落札決定後、7日以内に契約を締結するものとし、期日までに契約しないときは、落札者は落札者としての権利を失う。また、その場合入札保証金は福井県に帰属する。

なお、契約にかかる費用は、落札者の負担とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額）以上の金額を納入すること。

ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

ア 契約金額が、即納されるとき。

イ 契約者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

ウ 過去2年間に国、地方公共団体、県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

また、契約保証金は契約の履行完了後に還付する。

7 売払物品の現物確認に関する事項

(1) 売払物品、台数、所在地

物品番号	案件名	所在地	現物確認日時
第 1 号	小型貨物自動車等 9 台売払		
第 2 号	普通乗用自動車（サーフ） 1 台売払	福井県 木田職員住宅 駐車場 (福井市木田 3 丁目 601)	令和 7 年 12 月 10 日（水） ～16 日（火） 各日 10 時～16 時
第 3 号	普通乗用自動車 (RAV4、パジエロ) 2 台売払		
第 4 号	普通特種自動車（日野） 1 台売払		
第 5 号	普通特種自動車（パジエロ） 3 台売払		
第 6 号	普通特種自動車（消防ポンプ車） 1 台売払	福井県消防学校 (福井市大畠町 97-21-3)	令和 7 年 12 月 10 日（水） 10 時～16 時 または 令和 7 年 12 月 16 日（火） 10 時～16 時
第 7 号	普通特殊自動車(救急車等) 3 台売払	1 福井県木田職員 住宅駐車場(福井 市木田 3 丁目 601)	令和 7 年 12 月 10 日（水） ～16 日（火） 各日 10 時～16 時
		2 福井市大町古川 102 付近高架下	令和 7 年 12 月 10 日（水） 10 時～16 時 または 令和 7 年 12 月 15 日（月） 10 時～16 時
		3 福井県消防学校 (福井市大畠町 97-21-3)	令和 7 年 12 月 10 日（水） 10 時～16 時 または 令和 7 年 12 月 16 日（火） 10 時～16 時

申込先： 物品番号 1～5・7-1 号 総務部財産活用課 TEL : 0776-20-0251 (担当：三谷)
 物品番号 6・7-3 号 福井県消防学校 TEL : 0776-53-7553 (担当：加藤)
 物品番号 7-2 号 土木部河川課 TEL : 0776-20-0480 (担当：山田)

※ 現物確認希望者は、希望日の 2 日前（土日を除く。）までに上記申込先に希望の日時を連絡してください。（希望の時間に対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

- ※ 物品番号第1号～6号については、車両の外観のみを確認する場合は申し込み不要です。ただし、物品には触れないでください。
- ※ 試乗はできません。
- ※ 現物確認をしなくとも、入札には参加可能ですが、各種事項は全て了知されているものとみなします。

8 その他に関する事項

(1) 売扱物品の引渡し

売扱物品は、契約締結後に福井県が発行する納入通知書による売扱代金の納入を確認した後、その所在する場所において現状のまま引渡すものとします。(車内に保管されているタイヤやチェーン等も現状のまま引き渡します。) なお、引渡しに係る費用はすべて落札者の負担とします。

(2) 移転登録

- ・売扱物品の輸送費その他登録にかかる諸費用は、落札者の負担とします。
- ・契約締結時に永久抹消登録、一時抹消登録、移転登録の別について申し出ること。
- ・登録手続きに印紙代がかかる場合、必要な登録印紙代は落札者が負担すること。
- ・登録手続きは落札者が行うこと。(登録手続きに必要な書類は代金納入後、お渡しします。)

(3) 落札後の条件

①全面塗装について

物品番号第5号(パジェロ)は、引渡しの後、落札者の負担にて、すみやかに売買物品の塗装を白色に全面塗装すること。ただし、永久抹消登録する場合はこの限りでない。

②付属品の撤去について

物品番号第5号(パジェロ)、第6号(消防ポンプ車)、第7号-1(救急車)は、付属品の一部として、サイレンアンプ、回転灯、サーチライト、スピーカー、衛星電話が付属している場合は撤去し、産業廃棄物として処分すること。

③文字書きの消去について

車体に「福井県」等の文字書き(英語表記含む)や福井県のマークがある場合は、落札者の負担により消去し、確認を受けること。ただし、永久抹消する場合はこの限りでない。

④履行の状態確認について

上記①～③の履行後の状態について、①、③については写真の提出により、また、②については写真および産業廃棄物管理票の写しの提出により、令和8年2月27日(金)までに福井県担当者の確認を受けること。

(4) 売扱物品の搬出

売扱物品は、令和8年1月30日(金)までに7(1)の所在地から搬出すること。

(「福井県」等の文字書きがある物品は「福井県」等の文字が見えない状態にして搬出すること。)

(5) 引渡し後

移転登録または抹消登録手続き完了後、令和8年2月27日(金)までに登録手続きが完了したことが確認できる書類の写しを福井県総務部財産活用課へ提出すること。

(永久抹消の場合：登録事項等証明書(写)、一時抹消の場合：登録識別情報等通知書(写)、名

義変更の場合：名義変更後の車検証（写）

（6）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 落札者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに福井県に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

（7）その他

売払物品を海外に輸出する場合は、関係法令に基づいて、適切に処理すること。